

2019年2月2日

公認会計士 短答式試験対策シリーズ 企業法早まくり肢別問題集 第7版  
改正対応レジュメ

公認会計士・監査審査会は、平成31年1月18日に「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を公表しました。それによれば、「第II回短答式試験及び論文式試験については、平成31年4月1日現在（租税法は、平成31年1月1日現在）施行（適用）の法令基準等によるものとしますが、法令基準等の改正等に伴い変更が必要な場合には、まず平成31年1月に暫定版を公表し、その後平成31年4月に確定版を公表する予定です。」とされています。

平成30年5月18日に「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

商法改正は、カタカナ文語体の表記の部分（改正前商法543条～）を平仮名・口語体に改めるとともに、明治32年（1899年）の商法制定以来、実質的な見直しがほとんどされていなかった運送・海商法制（海上運送、船舶の衝突、海難救助、海上保険、船舶先取特権など、海事に関する特別な私法上の規律をいう）の現代化を図り、これまで規定を欠いていた航空運送・複合運送（陸・海・空を組み合わせた運送）についても、商法の規律を及ぼすものです。

商法改正により、条文の用語が変わったり（ex. 毀損→損傷、運送状→送り状）、従来の規定や制度が廃止・削除されたり（ex. 貨物引換証の制度は廃止された）、新たな制度が明文化されたり（ex. 危険物に関する通知義務）、条文番号が変わったりしました。商法改正の一部は平成31年（2019年）4月1日から施行され、残りは平成32年（2020年）4月1日から施行されます。

商法改正について、平成32年（2020年）4月1日から施行される規定があるのは、平成29年（2017年）5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されるのと合わせたものです。たとえば、商法改正では、民法改正との整合性を保つため、商事法定利率（商法514条）および商事時効（商法522条）の規定が削除され、平成32年（2020年）4月1日以降は民法の規定によることになりました。

平成31年第II回試験用に、平成31年4月1日現在施行（適用）の法令に合わせて、『企業法早まくり肢別問題集 第7版』の訂正事項を次頁に記載します。

**【p 416～418 の該当問題を以下に差し替え】**

p 416

**Q01**

変更なし

**A01**

× 「物品運送の取次ぎ」⇒「陸上運送、海上運送又は航空運送の引受け」

運送人とは、陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう（商法 569 条 1 号）。自己の名をもって物品運送の取次ぎをすることを業とする者は、運送取扱人である（商法 559 条）。

p 416

**Q03**

荷送人は、運送人の請求により、法定の事項を記載した送り状を交付しなければならない。

**A03**

○

荷送人は、運送人の請求により、運送品の種類（商法 571 条 1 項 1 号）、運送品の容積もしくは重量または包もしくは個品の数および運送品の記号（商法 571 条 1 項 2 号）、荷造りの種類（571 条 1 項 3 号）、荷送人および荷受人の氏名又は名称（商法 571 条 1 項 4 号）、発送地および到達地（商法 571 条 1 項 5 号）を記載した送り状を交付しなければならない（商法 571 条 1 項柱書）。運送状（改正前 570 条）の用語は、商法改正で「送り状」に変わった。なお、貨物引換証（改正前 571 条～575 条）の制度は、近時の陸上運送実務においてその利用例がなく、削除された。

p 416

**Q04**

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

**A04**

○

商法改正により、危険物に関する通知義務が明文化された（商法 572 条）。

p 418

**Q05**

運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。

**A05**

○

商法 573 条。運送契約は請負契約の性質を有するため、運送賃は目的物の引渡しと同時に支払わなければならないと解されていた（民法 633 条本文）が、商法改正で明文化された。

p 418

**Q06**

運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金（「運送賃等」という。）についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

**A06**

○

商法 574 条。改正前商法では、運送人の留置権の被担保債権の範囲について、運送取扱人の留置権の被担保債権（運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃その他委託者のためにした立替えまたは前貸し）の規定が準用されていた（改正前商法 589 条、562 条）。改正商法は、取引実態に応じて、付随の費用（保管料等）を被担保債権に追加した上、前貸しを被担保債権から削除し、準用でなく、独立の規定とした。

p 418

**Q07**

運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、原則として、その引渡しができるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定める。

**A07**

○

商法 576 条 1 項本文。改正前商法 580 条は、損害賠償額の定額化に関する規定であるが、同様の趣旨に基づく国際海上物品運送法 12 条の 2 第 1 項において、運送品の市場価格の有無に応じた詳細な規律が設けられていることから、同項との整合性等を勘案して、表現を整理した。なお、市場価格がないときは、その地および時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める（商法 576 条 1 項ただし書）。なお、576 条 3 項参照。

p 418

#### **Q08**

貨幣、有価証券その他の高価品については、物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたときであっても、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合でなければ、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

#### **A08**

##### **× 「責任を負わない」⇒「責任を負う」**

貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたって、その種類および価額を通知（改正前商法は「明告」と表現していた）しなければならず、通知がなければ運送人は責任を負わない（高価品の特則，商法 577 条 1 項）。改正商法は、①物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき、②運送人の故意または重大な過失によって高価品の滅失、損傷または延着が生じたときには、高価品の特則の適用を除外する規定を設けた（商法 577 条 2 項 1 号 2 号）。

p 418

#### **Q11**

運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日）から 5 年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

#### **A11**

##### **× 「5年」⇒「1年」**

改正前商法では、運送人の責任は、荷受人が運送品を受け取った日（全部滅失にあつては、引渡しが行われるべき日）から 1 年の消滅時効に服するとした上で（改正前商法 589 条・566 条 1 項 2 項）、運送人に悪意がある場合には、5 年の商事消滅時効に服すると定めていた（改正前商法 589 条・566 条 3 項、522 条）。運送品の引渡し後 1 年が経過してから運送人の主観的態様が争われることは適当でないことや、荷主においても、賠償請求に要する準備期間は運送人の主観的態様によって異なること等の理由で、商法改正により、運送人の責任期間が 1 年に短縮された（商法 585 条 1 項）。

【以下の単語・条文番号を訂正】

頁	箇所	改正前	改正後
419	A09	商法 <u>583</u> 条 1 項。	商法 <u>581</u> 条 1 項。
	A10	(商法 <u>583</u> 条 <u>2</u> 項)	(商法 <u>581</u> 条 <u>3</u> 項)
420	Q03・05	場屋の主人	場屋 <u>営業者</u>
421	A01	(商法 <u>593</u> 条)	(商法 <u>595</u> 条)
	A02	商法 <u>594</u> 条 1 項。なお、商法 <u>595</u> 条参照。	商法 <u>596</u> 条 1 項。なお、商法 <u>597</u> 条参照。
	A03	(商法 <u>594</u> 条 1 項)	(商法 <u>596</u> 条 1 項)
	A04	場屋の主人 商法 <u>594</u> 条 3 項参照。	場屋 <u>営業者</u> 商法 <u>596</u> 条 3 項参照。
	A05	商法 <u>596</u> 条。	商法 <u>598</u> 条 1 項。
	A06	商法 <u>627</u> 条 2 項・ <u>603</u> 条 1 項。	商法 <u>606</u> 条。
422	Q08	出庫の時でなければ	出庫の時 <u>以後</u> でなければ
423	A07	(商法 <u>617</u> 条)	(商法 <u>610</u> 条)
	A08	商法 <u>618</u> 条。	商法 <u>611</u> 条 <u>本文</u> 。
	A09	商法 <u>627</u> 条 2 項・ <u>620</u> 条。	商法 <u>613</u> 条。

以上